

第11号

2009-09-18

支援する会ニュース編集局

〒104-0061 東京都中央区銀座

4-14-19 第二カタヤマビル3F

銀座内科診療所

# 小児科医師 中原利郎先生の

# 過労死認定を支援する会ニュース

## 医師のいのちを守るために 病院と医師双方に望むこと

今村聡・日本医師会常任理事に聞く

日本医師会が9月2日、「勤務医の健康の現状と支援のあり方に関するアンケート調査」の結果を公表した。全体の6%が、「死や自殺について1週間に数回以上考えていた」と答え、「死にたい」という思いを抱えながら過酷な労働条件で働いている勤務医たちの存在を浮かび上がらせている。

日医は「勤務医が健康でなくては、患者にきちんとした医療が提供できない。勤務医自身に自分の健康を守ってもらおう」と同時に、病院にも組織的な改善を求めていく」と、医療界全体に働きかけていく方針だ。

このプロジェクトを担当する今村聡さんに、日医の意気込みについて聞いた。

(インタビュー・文/塚田真紀子)

### 勤務医の健康問題は

#### 日医の最大の課題

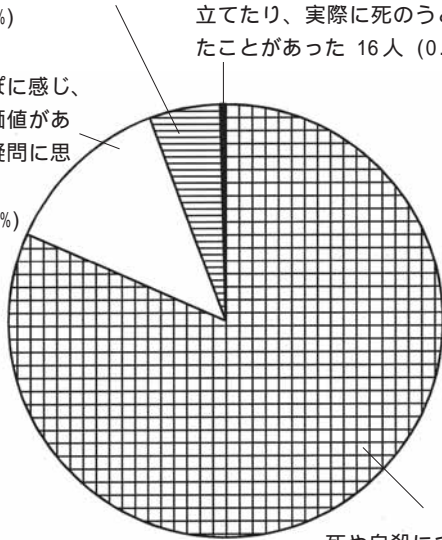
このアンケート調査は、日医内部に設置された「勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会」(委員長 坂隆・東海大学医学部教授)が

2009年2〜3月、日医の会員である勤務医1万人を対象に行った(有効回答率40.6%)。

プロジェクト委員会のメンバーは、日医では珍しく、全員が勤務医だ。日医は開業医の利益団体だという印象が強い。なぜ日医が勤務医の調査に乗り出したのか。

自殺や死について、1週間に数回、数分間にわたって考えることがある  
204人 (5.3%)

人生を空っぽに感じ、生きている価値があるかどうか疑問に思う  
493人 (12.7%)



6%が死や自殺について1週間に数回以上考えていた  
(日医・調査報告書から)

自殺や死について1日に何回か細部にわたって考える、または、具体的な自殺の計画を立てたり、実際に死のうとしたことがあった 16人 (0.4%)

死や自殺について考えることはない  
3,166人 (81.6%)

「これは、日医の会員は開業医と勤務医とほぼ半々です。勤務医からの要望も多く出てくるし、予算の半分は勤務医のために使っています。」

「我々は今、いちばんの課題が勤務医の健康問題だと思つています。そんな日医の姿勢をメッセージとして伝えるために、今回の調査の名称を、『勤務医の』としました。」

「今回、プロジェクト委員会が最も衝撃を受けたのは、メソタル面に関する結果だった。全体の約6%が、「死や自殺について1週間に数回以上考えていた」と回答した(左上图参照)。また約7%が「自分が他の人に迷惑をかけているとかなり信じている」と答え、うち4%が「自分の小さな欠点について、ほとんどの常に見ている」と、自分を否定的に見ていることがわかった。

「精神面でのサポートが必要だと思われる人は約9%に上っている。」

「あまりに高い数字でした。『過労死予備軍』のような勤務医がいつばいいる。勤務医本人にも、できる範囲で自分の健康面に配慮してほしい。そんな思いで、『医師が元気に働くための七か条』を提案しました(下表右)。」

### 医師の働き方の常識

これまで多くの医師たちは、自分の健康や生活を顧みず働いてきた。この七か条には、そんな医師の世界の常識に反することも挙げられている。「睡眠不足は許されません」「頑張りすぎないよう」「自分、そして家族やパートナーを大切に」などだ。違和感を感じないか。

(2頁に続く)

### 勤務医の健康を守る病院七か条

1. 医師の休息が、医師のためにも患者のためにも大事と考える病院  
~ 必要な睡眠時間や少なくとも週1回の休日がとれる体制が必要です
2. 挨拶や「ありがとう」などと笑顔で声をかけあえる病院  
~ 挨拶から始まる良好な人間関係こそが職場の財産です
3. 暴力や不当なクレームを予防したり組織として対応する病院  
~ 事例の多くは組織的対策により予防や早期解決が可能です
4. 医療過誤に組織として対応する病院  
~ 医師個人の責任ではなく組織としての対応が医師・患者に必要です
5. 診療に専念できるように配慮してくれる病院  
~ 業務の効率化・補助者の導入などで負担が減ると診療の効率もあがります
6. 子育て・介護をしながらの仕事を応援してくれる病院  
~ 柔軟な勤務時間、妊娠・育児中の勤務軽減代替医師の確保が望まれています
7. より快適な職場になるような工夫をしてくれる病院  
~ 清潔な仮眠室や休憩室、軽食がすぐに食べられると元気がわきます

### 医師が元気に働くための七か条

1. 睡眠時間を充分確保しよう  
~ 最低6時間の睡眠時間は質の高い医療の提供に欠かせません  
患者さんのために睡眠不足は許されません
2. 週に1日は休日をとろう  
~ リフレッシュすればまた元気に仕事ができます  
休日をとるのも医師の仕事の一部と考えましょう
3. 頑張りすぎないようにしよう  
~ 慢性疲労は仕事の効率を下げ、モチベーションを失わせます  
医療事故や突然死にもつながり危険なのでやめましょう
4. 「うつ」は他人事ではありません  
~ 「勤務医の12人に1人はうつ状態」  
うつ状態には休養で治る場合と、治療が必要な場合があります
5. 体調が悪ければためらわず受診しよう  
~ 医師はとかく自分で診断して自分で治そうとするもの  
しかし、時に判断を誤る場合もあります
6. ストレスを健康的に発散しよう  
~ 飲んだり食べたりストレス発散は不健康のもと  
運動(有酸素運動や筋トレ)は健康的なストレス発散に最も有効です。週末は少し体を意識的に動かしてみましょう
7. 自分、そして家族やパートナーを大切にしよう  
~ 自分のいのち、そしてかけがえのない家族を大切に  
家族はいつもあなたのことを見守ってくれています

(1頁から続く)



「睡眠時間を削って働くのは、医師の誇りかもしれないが、患者の望む医療とはマッチしません。たとえば、寝不足でイラついていて医師に診てもらおうと、患者は十分に訴えを聞いてもらえません。」

医師はまじめな人が多く、精神的にも肉体的にも自分の能力を超えて無理をしまし、そこを乗り越えて考えてみたほうがよい。過重労働のために勤務医の健康が損なわれたら、国民の方々が患者さんになる、医師の健康が大事なんです。

### 医師を守るために

#### 病院の配慮や改善を

一方で、医師が健康で働くためには、職場の労働条件の改善が欠かせない。今回の調査結果から、勤務医が病院に望むことも明らかになった。トップは、「少なくとも週1日の休日と年次有給休暇が取れるようにする」。

「取れ」と言う気はありませぬ。そこはやはり病院側に配慮してもらわなくてはいい。今まで病院として何をやっていたらいいかわからなかった部分を、はっきりと提言しました。リーフレットを作り、改善を求めていきます。」

「労働安全衛生法に違反する労働環境であつたならば、病院の責任がきちんと問われるべきです。そんな判決が出れば、全国の病院が体制づくりになると思います。」



今村 聡・日本医師会常任理事

理解し合うことが必要です。今回のデータをみて、「今の若い奴は本当にひ弱だ」と思う開業医もいるでしょう。しかし、昔と今とでは、状況が大きく違っています。昔も、勤務医の労働時間は長かったのですが、書類書きはわずかだったし、患者さんからのプレッシャーや訴えもほとんどなかった。また、今の勤務医には、将来の展望もない。大学教授になつても、責任ばかり重く、給与もたいしたことがない。と考える人は多い。将来はせいぜい開業医になるくらい。開業医も大変ですが、勤務医よりはまだいい、という選択が大事だと思っています。」

### 中原裁判の意味するもの

ところで、中原医師の裁判に関して、今村さんはどのよう感じておられるのだろうか。「労働安全衛生法に違反する労働環境であつたならば、病院の責任がきちんと問われるべきです。そんな判決が出れば、全国の病院が体制づくりになると思います。」

医師の世界の内側から、働き方への意識を変えようとする動きが出てきたことを歓迎したい。勤務医の今後は、まず医師たち自身の自覚にかかっていることを、この結果は示している。

- .....

#### 今村 聡(いまむら・さとし)

一九五一年生まれ。秋田大学医学部卒。三井記念病院研修医、神奈川県立子ども医療センター医師、浜松医大講師を経て九一年都内に今村医院開業。板橋区医師会副会長、都医師会理事を経て〇六年より現職。

#### 塚田 真紀子(つかた・まき)

一九六七年生まれ。読売新聞記者、雑誌編集者を経てフリーライター。著書に「研修医はなぜ死んだ?」(日本評論社)、「医者をも殺すな!」(同)がある。



中原利郎医師が命を絶つて十年目となるこの八月、全国の注目を集めた過労死裁判は、その最終局面を迎えている。裁判の行方は、故人が遺書で訴えた「あまりに貧しい」医療現場のみならず、全業種で働く人の生命と健康を左右するものとなった。あまりに問題の大きい東京高裁判決を確定させてはならない。すべての医師の注目と支援とを強く要請する。

昨秋の東京高裁判決は、中原医師の業務の過重性を認め、過重業務と鬱病発症・自殺との相当因果関係を全面的に認めつつ、病院の安全配慮義務違反・賠償責任は否定した。精神障害を起こすおそれを具体的に客観的に予見することができず、精神的異変をきたしていることを認識することもできなかった、というのがその理由だ。これは過労自殺について雇用の賠償責任を問うことをほぼ不可能にする論理であり、自殺予防への社会的動きに逆行し、鬱病に関する医療の常識を無視しており、電通事件最高裁判決など過労自殺について積み上げられてきた重要判例に相反している。

上告受理申立が提出されてから九ヶ月、最高裁で今どんな議論がどれだけ行われているのか、うかがい知ることはできない。ある日不受理決定の通知が届けば、その時をもって裁判は終了し、東京高裁判決は確定し、判例として今後の労災裁判に負の影響を長く与え続けることになる。そうさせないために、私たちができることは何だろうか。ただ一つしか無いのではない

**最高裁へ医師の声を**  
**没後 10年の中原先生過労死裁判**  
銀座内科診療所院長  
九鬼 伸夫

か。それは、東京高裁判決はおかしい、これでは医師のいのちも患者のいのちも守れない、と最高裁に伝え続けることだ。そのための回路は既に開かれている。

生の声を、今こそ、もっと最高裁へ。日本小児科学会の「小児科医のQOL」と故中原医師に関する高裁判決に関する声明」や、全国医師連盟の高裁判決批判声明なども、裁判資料として提出された。医療関係諸団体の更なる声明や行動は、個々の声以上の力となりえよう。

【中原過労死事件】  
都内・佼成病院の小児科医・中原利郎医師は過重労働から鬱病を発症し、平成十一年八月十六日、病院屋上から飛び降りて死去。遺族は労災認定を申請したが業務外として認定されなかった。労災認定と損害賠償を求め裁判を提起。十九年三月に東京地裁の行政訴訟判決は過労による労災と認め、国も控訴せず確定した。しかしわずか二週間後に言い渡された民事訴訟判決は正反対の判断を示し、労働の過重性、過労と自殺の相当因果関係、病院の安全配慮義務違反いずれも否定した。相反する二つの地裁判決を受けた東京高裁の民事訴訟控訴審は二十年十月、労働の過重性、過労と自殺の相当因果関係を全面的に認めながら、病院の責任は否定し、原告敗訴の判決を言い渡した。遺族は最高裁に同年十一月上告受理申立を提出。八月十八日現在最高裁第二小法廷に係属中。



東京保険医協会発行「保険医新聞」8月25日号に寄稿した文章を、東京保険医協会の好意により転載しました。



今年の夏は天候不順で、地震や大雨など災害のニュースに心を痛めました。10年前の夏も、行楽の家族が大雨による増水で命を落とす悲惨な事故がありました。その直後、故郷に最大の悲しい事件が起きたのです。

今年8月16日は、家族も10歳の年齢を重ねて、それぞれにその日を過ごしました。私は、例年のように亡くなった時間に灯明を灯し手を合わせ、家族の経過を報告しました。

長女は、日曜でしたが小児科医師として日勤勤務。長男は、青森県で学生最後の年で研究室での実習に精を出し、次男は、支援の会の有志との慰霊会準備を手伝ってくれました。

この10年、勤務医の労働環境が改善される様相は、いっつこうに認められませぬ。医師の長時間労働禁止・交代性勤務の確立・宿直勤務回数の制限など、課題はたくさんあります。

Noriko's のり子のメッセージ Message

名を、月1回、最高裁判所に提出し、送られてくる声援を、最高裁の係官の前で読み上げていただきます。署名活動はまだまだ続きます。どうかご協力をお願いいたします。最高裁に多くの国民の声を届けることにより、高裁判決を破棄し、公正な判決を出していただくまで、私の活動は終わらせません。

この10年間で最大に変わったのは、利郎さんとお爺ちゃんになったこと。いちばん嬉しかったことですが、新生児室で孫を診察する小児科医が利郎さんでなかったのが、いちばん悲しかったことでもありました。

10年を経て思うこと



初にオムツを換え、てあげたんだよ。と言つて、へたくそな似顔絵を描いて見せてくれた利郎さん。新しい誇りにしていただいた人が、高に可愛い孫の顔を見られなかつたのは、本当に残念でなりません。

●支援の会第4回総会報告



支援の会第4回総会が6月13日(土)、東京都内で開かれ、会員ら80人余が参加し、最高裁への署名、東京高裁判決への抗議の声を集める、「いのちを守る」ボールペンの普及、の3点を重点の活動として展開することを確認した。

総会では、守月理会長のあいさつ、藤塚主夫副会長が活動報告と会計報告。今後が活動方針を九鬼伸夫事務局長が提起し了承された。多忙の中、駆け付けてくれた岩崎政孝弁護士と川人博弁護士がそれぞれ説明。岩崎政孝弁護士は、見通しについて、早くとも3ヵ月、1年以上かかる程度もあるとした上で、「どの程度かかかるかは予想できない。しかしメディアや国会でも取り上げられ、最高裁は軽々に「結論が出るまで」は活動は可能だと考え、常識的に考えても高裁判決はおかしい」ということを伝えていく」と強調し、署名活動と連動させた最高裁への働き掛けが重要と訴えた。

労災保険を適用すれば、使用者責任までは問わなくていいという動きが強まっている。象徴的な判決が今回の東京高裁判決だと指摘し、「労災保険の適用は当然であり、経営のあり方が適切だったのかどうかを真剣に正面から考えてほしい」と強調した。また2点目で、今年4月、宿直時間を時間外労働と認める奈良地裁判決を例に挙げ、「裁判所や厚生労働省に変化が出てきた。中原裁判では宿直の過重性が問題になり、こうした流れの中で、医療現場の労働環境改善のため高裁判決を見直す必要があるかどうかを検討して

ほしい」と締めくくった。総会後、「医師の過重労働を軽減する働きを医師会、労働防衛と題して本田宏医師が講演し、写真、参加者からは「中原医師の死の背景に、日本の医療の構造的な問題がある」ということが理解できた」などの感想が寄せられた。



署名活動とあわせて開始したボールペン作戦は、おかげさまで約四か月で101000本作製のうち九千本を配布いたしました。寄付金額は97万円に上ります。お一人様1本の無料配布は現在も続いております。ご希望の方は当会HPをご覧ください。お申し込みくださいませ。

●ボールペン作戦報告

会費払込のお願い

「支援する会」の活動は、皆さんの会費によって支えられています。会員の皆さんには継続的な御支援と新規会員の御紹介をどうぞよろしくお願いいたします。

会報に会費振込用紙を同封させていただきました。既にお支払いいただいている方には失礼をお詫びいたします。御容赦ください。会費額は会則により「年間一口千円、何口でも可」と定めております。会では、額の多寡に関わらず、御支援に心から感謝して有効に使わせていただいています。

第6期(平成20年9月1日~21年8月31日)分の収支報告書は、次号会報に掲載の予定です。

会計担当役員・郡司 登

会費振込先

名義「小児科医師中原利郎先生の過労死認定を支援する会」  
ゆうちょ銀行 001103-3-629139  
三菱東京 UFJ 築地支店(店番号 025)  
普通 0027104

<支援の会・案内>

問い合わせ先:東京都中央区新川1-11-6 中原ビル「中原支援の会」 TEL:090-6133-0090 FAX:03-3552-2888 メール:<nth-naka@nth.biglobe.ne.jp>

ホームページ:

http://www5f.biglobe.ne.jp/~nakahara/

会報「ツツパ」:上記ホームページにPDFファイルを掲載しております

メーリングリスト:

参加資格は「支援の会」会員(会費をお支払いいただいた方)限定。お問い合わせは下記アドレスへ。kuki@medical.email.ne.jp

役員

- 会長 守月 理
副会長 藤塚 主夫
事務局 九鬼 伸夫
事務局次長 鈴木 幸弘
会計 郡司 登
会計監査 高橋 克典
幹事 川島 道美
岩岡 秀明
天野 教之
杉原 正子
植木由紀子
山崎ひろ子
阿真 京子
川井 猛